

第6回 山梨県障害者幸住条例改正検討委員会 【会議概要】

日時：平成26年11月28日(金)午後1時00分から午後3時10分

場所：県立図書館 多目的ホール(2階)

委員：石合委員、久保委員、佐久間委員、佐々木委員、竹内委員、
長澤委員、仁科委員、早川委員長、望月委員、柳田委員、
山西委員

1 開 会

2 委員長(部会長)あいさつ

今回は第4回部会ということで、見直し後の条例の総則と福祉施策の規定の考え方について議題としている。資料を見ると具体的な事項もあり難しい内容であるが、委員の皆さんからの意見は、テーマに限らず気がついたところを発言してもらってもよいと思う。柔軟に対応したい。意見をよろしく願います。

3 議 事

(1) 条例に規定する総則について

これまでの部会等で検討した状況や結果を踏まえ、第1章総則の内容について、事務局からその考え方を提示し、委員の意見等を求めた。

【意見交換等】

事務局

- ・今回は、総則及び福祉施策の規定について事務局からその内容(案)を示した。実際に条例案として示す場合は、法令用語を使った文章で整理することになるので、前もって承知していただきたい。

柳田委員

- ・資料1-1にある基本理念の「障害者の生活上での選択の機会の確保と、障害者の意思疎通のための手段を選択する機会の確保が、項目として重複しているような感がある。意思疎通を重視するのは分かるが、手段の選択とは具体的には手話等のことだと思うが、意思疎通は日常生活の上で必要であり確保するものであることから重複している。意思疎通の重要性を特化するというのであれば、障害者の意思疎通を重視するような表現にすべきで、選択する機会の確保という書き方ではないほうがよいのではないかと考える。

今回の資料にある内容(案)は、最終的な条例の文章ではないということによいか。《議長》

そのとおり。委員の意見を十分に聞かせていただき、今から検討する。なお、

内容（案）の「障害者があらゆる分野の活動に参加する機会の確保」「障害者の生活上での選択の機会の確保」「障害者の意思疎通のための手段を選択する機会の確保」については、障害者基本法の基本事項を参考として、まとめたものである。《事務局》

久保委員

- 資料 1 - 2 の 2 ページに参考として障害者基本法第 3 条が抜粋されている。資料 1 - 1 の基本理念は、障害者基本法の第 3 条の各項に規定するそれぞれの機会の確保をおしなべて全部とるのではないと考えるのか、それともそれらを包含する形で再整備して規定するのか、その考え方を確認したい。

障害者基本法の第 3 条を参考にし、その書き方や内容で進めたいと考えている。加えて、障害者基本法に規定されている以外のこと、事務局が障害者等との意見交換をした中で、県民の障害に対する理解を深める努力が重要であり必要であると考え、見直し後の条例については、その旨を加えて 4 つの基本理念とした。《事務局》

早川委員長

- 現行条例第 4 条で「自立への努力」について規定しているが、今回の見直しで、それを削除する考えとしては、障害者も健常者もともに社会参加を促進し、自立するための努力をするという、基本理念に基づいているということによいか。

障害者も障害者でない者も共生社会の実現に向けて努力する旨は、第 8 条「県民の責務」の見直しにおいて、全ての県民がということ、障害者を含めると考えている。《事務局》

現行条例の制定当時の考え方の 1 つとして、障害者の自立と社会参加を、障害者自身が自覚をもって一生懸命しなければならないという考えが強くあった。同時期の障害者基本法の第 6 条に自立への努力という規定があつて先進的な規定であったが、この規定は、平成 16 年の改正で削除されている。この間、障害者施策の考え方が変わってきて、自立について障害者自身がまず努力しなければならないという考え方が薄れていると考える。そこで、本県の条例にあつても、あえて残さなくても良いのではないかと考えて提案している。《事務局》

佐々木委員

- 総則なので、どの条項も同じような力点だと思うが、総則を見直すに当たって事務局としてもっとも力を入れている条項はどこか。資料 1 - 2 の 4 ページにある市町村との連携、障害者団体との連携は、新しく追加する予定の項目であるが、事務局としてもこの部分について力を入れるということによいか。

障害者団体との連携という考え方は、本県としての特色を出した部分である。また、市町村については、福祉サービスを提供する重要な窓口であり、市町村に対する責務は規定できないが、市町村との連携は今後の共生社会の実現に向けて重要な事項と考えている。《事務局》

柳田委員

- ・資料1 - 2の4ページにある第8条「県民の責務」について、県民は、障害のある人も県民であるので、県民は障害のあるなしに関わらずという言葉を使い、そして自立と社会経済活動へ参加するという流れの書き方はどうか。県民と障害を分けるのはどうかと考える。

県民というのは障害者も障害者でない者含むものと考えている。県民と書いてあるところは全て障害者も障害者でない者も、加えて事業者もすべて含めている。《事務局》

表現の問題であるが、障害者基本法の書き方を見ると、「国民」「障害者」という言葉をうまく書いている。そのあたりは、法律を参考に工夫して今後対応してはどうか。《議長》

石合委員

- ・幸住社会を実現するために幸住条例があり、その理念等を総則で規定するというのであれば、総則には総体的な事項を記載して、詳細については第2章以降、施策、差別禁止、差別解消など詳細規定する。その意味では、総則は条例の理念等を示す部分であるため、言葉をやさしく、誰が読んでも分かりやすい内容にしていただきたい。見直しに関する考え方は、事務局案に賛同する。

佐久間委員

- ・資料1 - 2の4ページの見直しの考え方において、市町村は身近な自治体であり、福祉サービスの提供の重要な役割を担っているとある。この福祉サービスという言葉についてだが、熊本県の例を読んでみると、熊本県は障害者の権利擁護のための施策を策定しという書き方をしている。福祉サービスという言葉はよく使うが、障害者にとっては福祉サービスの需給は当然の権利であり、当たり前に行うことができる権利である。福祉サービスという言葉ではなく、障害者の当然の権利を擁護するというような表現の仕方をしてはどうか。

見直しの考え方なので、実際の条例には福祉サービスという言葉は使わないと考える。《議長》

(2) 条例に規定する福祉施策について

これまでの部会等で検討した状況や結果を踏まえ、第2章障害者の福祉の推進の内容について、事務局からその考え方を提示し、委員の意見等を求めた。

【意見交換等】

久保委員

- ・資料2 - 2の「教育」の部分について、基本的な考え方はこれでよいと思うが、事務局からの説明でも福祉教育の部分に触れられたが、現状の交流及び共同学習の実態の話をする、交流及び共同学習は支援学校が主体となっている。一方福祉教育は小中学校が推進している。県教育委員会の管轄でいうと、交流及び共同学習は新しい学校づくり推進室で、福祉教育は義務教育課が所管する。条例から

福祉教育という文字を外すと、義務教育課が自分の所が外れたという感を持つのではないか。障害者プランにも確か福祉教育の推進について残っていると思う。現在、学習指導要領の見直しが進められようとしているが、山梨県で福祉教育の推進が条例の中でうたっているのであれば、先見性のある内容となる。交流及び共同学習を進めるということに加えて、障害の理解を深める福祉教育という言葉を入れることで、支援学校が中心となる交流及び共同学習に加えて、障害のある児童、障害のない児童もいる通常の学級等も障害の理解教育を進める内容を残すのが、共生社会を目指すうえで非常に重要な視点ではないか。文科省が示す交流及び共同学習並びに福祉教育があまり進んでいない現状もある。共生社会の実現を担っていく児童生徒に対して、障害の理解を深める福祉教育を推進するという考えを活かした形で条例には残してほしいと考える。いい規定があるので、それに新たな項目を加えるという形がよいのではないか。

- ・事務局の説明ではボランティア活動は、すでに醸成されているということだが、条例から削られると効果が薄れると考える。ボランティア環境を醸成するのではなく、ボランティア活動を実践するための施策を講ずることに努めるという書き方で、県も推進する姿勢であるということを活かして規定に残しておくべきではないかと考える。逆に、共生社会を目指すから、障害者に対して一方的にボランティアをするのではないという意味合いでの見直しの考え方であれば仕方ないと思うが、醸成したという理由であれば外さなくてもいいのではないか。

ボランティアの事項に関しては、見直しの考えの中に「県民ボランティア運動推進のための指針」などが例示されているが、その指針というのが、どのような内容で何を指すのかよく分からないため、久保委員の考えも分かる。《議長》福祉教育に係る意見については、内容等を再度検討する。また、ボランティアに係る意見については、特に、障害者に対するボランティアが十分であるから外すなどという理由ではないことを念のため申し上げ、再度検討する。《事務局》

石合委員

- ・見直しの考え方の書きの方が個人的には分かりやすい。何も条例だから難しい言葉を使って、読む人に理解をしるというのではなく、もっとやさしく、一般の人が読んで分かるような条例文にしてほしい。

山西委員

- ・現行条例の13条から14条、15条、17条にて、相談、施設の整備、在宅障害者への支援、福祉従事者の確保に関する規定があるが、事務局の説明では、障害者総合支援法その他の法律に規定されているので、削除する趣旨だと思う。しかし、例えば、施設の整備についても地域移行を進めるためには、その代わりにグループホーム事業などを促進するなど、何も総合支援法だけでなく、他の道府県では県独自の施策も規定しているので、ここを全部削除するのはどうか。地域移行を促進するために何かをしなければならないという趣旨の規定はあった方がいいのではないか。

法律は法律として規定はあるけど、条例としても活かしておいてもよいのでは、

という意見だと思う。《議長》

佐久間委員

- ・資料2 - 2の啓発及び交流の見直しの考え方に、障害者への偏見や差別は、障害に関する知識の不足に起因するとある。障害に関する知識というのは様々あり、知識も人によっては異なる場合もある。障害者に関する知識を普及するとともに、制度的な、障害者の権利を守る制度があるということについても、県での広報活動が必要ではないか。
- ・資料2 - 2の公共交通機関の利用の見直しの考え方に「電車やバス、タクシーなど公共交通機関を安全に、かつ、安心して」と書いてある。障害者が通院とか買い物、友達の家に行くなど、ちょっとしたことでなかなか行きにくい条件の1つに、運賃がかかるといふ問題がある。これに関し、先日、バス協会及び加盟しているバス会社が、いっせいに精神障害者も身体障害者と同様に割引するとしてくれた。そのような制度ができた。あと高速バスやJR等が残っているが、県として障害者が気軽に安全に利用しやすくするために、運賃という点についても配慮した取組が必要ではないか。確か、バス料金の運賃の問題は甲府市自立支援協議会がアンケートをとって県に挙げたと思う。加えて精神障害者家族会連合会などの団体が要望し続けて実現した。県も協力していただいたが、そのことについて明確にした方が良いのではないか。

運賃についてどうかという意見であるが、現行の条例には「容易に」という言葉がある。例えば、「安全に、かつ、安心して」に「容易」の言葉を加えるということでもよいのではないかと感じた《議長》

佐々木委員

- ・資料2 - 2の医療の見直しの考え方において、早期発見、早期治療を推進するとあり、その中に乳幼児検診など検査体制の充実と、その次の行にも乳幼児検診など実施により市町村と連携しとある。乳幼児の検診が主に中心となって早期発見、早期治療を進めていくことだと思うが、乳幼児期には目立たなくて、乳幼児期を過ぎて成人になって分かる障害もある。例えば、自閉症。成人して性格的にいろいろな面で影響を及ぼす。乳幼児期の検診も大切であるが、成人での検診も重要であることが分かるような内容にしたほうがよい。

見直しの考え方の中に乳幼児検診が強調されているが、条文にどこまで具体的に記載するかということにつながると思う。《議長》

仁科委員

- ・資料2 - 2において、内容(案)の文章が「その他必要な施策を講ずる」という言い回しを使っている。条例を有効に使うためには、必要な施策を講ずるという言葉はどうかと思う。県として必要な施策とはどんな取組があるのか、何も書いていないので、具体的なことが分からない。また、3ページの防災について、障害者に関する防災について不安なところがある。県として災害時支援マニュアルを策定しているということだが、今回の条例にそれと連携する規定などがあればよいかと考え

る。

- ・資料1 - 2の2ページの基本理念の内容等を書いてあることが漠然として分かりにくい。障害者があらゆる分野の活動に参加する機会の確保、とても大切だが、確保するためにはどんなことをするのか、何を確保するのか。聴覚障害者に深く関係する事項として「障害者の意思疎通のための手段を選択する確保」があるが、具体的に意思疎通という言葉にカッコつけて「手話、点字」など具体的な方法を書き足した方が分かりやすい。

条例にどこまで踏み込むかという問題。法律文は抽象的な書き方となるが、それをもとに行政が具体的な事業等を進めていくということになる。あまり条例の中に細かいことに踏み込んで書くことは基本的にはない。ある面、委員の意見は分かるが、法律の書き方があることを理解してほしい。《議長》

資料2 - 2の医療において、新たに「市町村及び医療機関」として現行条例の規定にある「等」を削除したが、あえて「等」を削除する意味があるのかと思った。単に医療機関、市町村と限定しない方がよいのではないか。等を入れておくと他に何かあるのかという議論もあるが、それはそれでいいと思う。「等」を入れる入れないは、それほど神経質に考えなくてよいと考える。《議長》

具体的な事業や取組が書いていないという意見であるが、議長のいうとおり、条例文はある程度総括的な書き方となる。具体的な取組や推進方法等については、逐条解説で説明し、そして県民に広く周知するというように考えている。《事務局》

柳田委員

- ・第2章の障害者福祉の推進は、すべての項目が基本理念の から のどれかにつながるはずであるが、 の意思疎通については、それにつながる施策が提案にはないと思われるので、検討してほしい。

委員の意見のとおり。再度検討する。《事務局》

石合委員

- ・防災について、山梨県に地域防災計画というのが確かあると思うが、条例の内容もそれらの内容に合わせるということではどうか。そのほか医療等にも計画等があり、それらの内容に合わせるということではどうか。

各分野にそれぞれ計画等があり、それらとの整合性は図る予定。《事務局》

(3) その他

- ・障害者及びその家族等を対象として実施した、障害のある人への差別に関するアンケート結果について、事務局から報告があった。

4 その他

- ・次回の委員会の開催日時等については、追って調整する旨、事務局から説明があった。

以上